

SERIES TAINS解体新書

管理組合の課税関係について



·-----草間 典子[足式

Tax Accountant Information Network System

I. はじめに

建物の区分所有等に関する法律第3条では「区分所有者は、全員で、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。」と規定しています。このように区分所有者により構成される団体を、管理組合といいます。

管理組合の課税関係については、判断に迷うものもあり、国土交通省が国税庁に事前照会(マンション管理組合が区分所有者以外の者へのマンション駐車場の使用を認めた場合の収益事業の判定について)を行っているものもあります。

今回は、マンションの管理組合及び ビル管理組合に関する判決等をご紹介 いたします。

Ⅱ. 収益の帰属/マンションの共用部分及び敷地を賃貸した収益

平30.3.13 東京地裁 (却下、棄却) Z888-2200

1、事案の概要

本件は、マンションの区分所有者全員によって構成される団体である原告が、マンションの共用部分及び敷地の一部を賃貸した収益に係る法人税等について、当該収益は各区分所有者に即時かつ最終的に帰属し、原告には当該収益に係る所得が生じていないとして、法人税等の更正の請求等をしたところ、金沢税務署長から、更正をすべき理由がない旨の通知処分等を受けた事案です。

2、東京地裁の判断

(1) 人格のない社団等該当性

ある団体が人格のない社団等に該当するというためには、①団体としての組織を備え、②多数決の原則が行われ、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないと解される(昭和39年10月15日最高裁)。

原告は、①本件マンション内に事務 所が置かれているほか、規約所定の議 決事項について議事を行うために総会 が開催され、役員が総会により選任さ れていることが認められ、団体として の組織を備えているものと認められ る。

また、②組合員は住戸1戸につき1 議決権を有し、原告においては多数決 の原則が行われているものと認められ る。さらに、③マンションの区分所有 権の譲渡等によって区分所有者につき 変更があった場合でも、新たに区分所 有者となった者は当然に組合員となる ものとされており、構成員の変更にも かかわらず原告という団体そのものが 存続するものと認められる。加えて、 ④原告の理事長が原告を代表し、原告 の業務を執行するものとされている 上、規約において、総会の開催時期、 招集手続や議決に関する事項が定めら れ、共益費の負担や会計に関する定め も置かれていることなどから、代表の 方法、総会の運営、財産の管理その他 団体としての主要な点が確定している ものと認められる。

したがって、原告は、権利能力のない社団であり、法人税法上の人格のない社団等に当たるものというべきである。

(2) 収益事業該当性

本件各賃貸は、マンションの共用部分又は敷地の一部という不動産を他の者に継続的に使用させる行為であって、不動産貸付業に該当し、継続して本件マンション内に原告の事務所を設けて行われるものであるから、収益事業に該当するものというべきである。

したがって、原告は、本件各事業年 度における各賃貸収入による所得につ いて、法人税を納付する義務を負うこ ととなる。

Ⅲ. 収益事業該当性/入居 者から徴収した使用料 収入

平21.11.11 非公開裁決 (全部取消し) F0-2-361

1、事案の概要

本件は、原処分庁が、区分所有建物

の区分所有者全員から構成される団体である審査請求人が収益事業(不動産貸付業の附随行為)から生じた所得を得ているとして、法人税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分をしたことに対し、請求人が、原処分の全部の取消しを求めた事案です。

2、国税不服審判所の判断

人格のない社団等の収入が、収益事業に係る収入となるためには、その事業が法人税法施行令第5条第1項に列挙された事業で、継続して事業場を設けて行われるものからの収入であることが要件となる。そして、当該収入に係る事業が、政令において定められた事業に該当するか否かについては、当該事業の目的、内容、態様等の諸事情を社会通念に照らして総合的に検討して判断するのが相当である。

冷却水使用料、時間外空調使用料、 臨時電力使用料及びスプリンクラー水 抜料の各収入に関して、請求人によっ て、その主となる何らの不動産の貸付 けも行われているわけではなく、この ように、不動産の貸付けが行われてい ない場合には、そもそもその附随行為 を観念することはできず、また、当審 判所の調査の結果によれば、冷却水使 用料等の各収入の実質は、これらに係 る費用ないし原価を使用量に応じて、 入居者に合理的に負担させるものであ ることが認められ、不動産貸付業以外 の政令において定められた事業に係る 収入にはいずれも該当しないから、当 該各収入は収益事業に係る収入である とは認められない。

Ⅳ. 課税仕入れ該当性/管理組合に支払うビルの管理費

平24.9.26 大阪地裁 (棄却)(控訴) Z 262-12048 平25.4.11 大阪高裁 (棄却)(確定) Z 263-12196

1、事案の概要

本件は、区分所有建物の賃貸事業を 行っていた原告が、北税務署長から、 消費税等の更正処分等を受けたことか ら、区分所有権を有するビルの管理組 合への管理費の支払は控除の対象となる課税仕入れに当たることなどを理由 として、これら処分等の取消しを求め た事案です。

2、大阪地裁の判断

本件管理費が課税仕入れに係る対価 であるというためには、管理費が、管 理組合からの役務の提供に対する反対 給付として支払われたものであること が必要である。

本件管理費は、管理組合が行うビルの共用部分の管理等に要する費用であるところ、原告の負担額は、ビルの共用部分の使用収益の態様や管理業務による利益の享受の程度と直接関係なく、団体内部において定めた分担割合に従い定まるのである。そして、原告は、管理組合に対して共用部分の管理を現実に委託したか否かに関係なく、また管理組合が行った具体的な管理行為の内容如何にかかわらず、管理費の支払義務を負うものであり、管理組合の管理行為と引換えに管理費を支払っているものでもない。

そうすると、原告は、管理組合に対してビルの管理業務を委託したことを根拠に管理費を支払っているのではなく、管理組合の構成員の義務として、管理費を支払っているものというべきである。

したがって、本件管理費は、管理組合が行う管理業務と対応関係にある金員であるとはいえず、役務の提供に対する対価であるとは認められない。

本件管理費は課税仕入れに係る支払の対価には当たらない。

Ⅴ. おわりに

TAINSで検索していただく際のキーワードは「管理組合」です。

上記判決等の他に、管理組合に支払 う修繕積立金の取扱いについての質疑 応答事例や管理費の消滅時効について の判決も併せて検索することができま す。

TAINSの入会に関するお問い合 わせは、データベース事務局へ TEL 03(5496)1195



MJSは会計プロフェッショナルのための最強ツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で会計事務所を全面支援。顧問先の満足度を向上させ、長期的により良い関係を構築します。



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かせます)

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記帳くん、かんたんクラウド、iCompass NX、MJSLINK NX-Plus、MJSかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

